

# 大崎市 暴力団排除条例

平成25年4月1日施行

この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保するとともに、本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、市の暴力団の排除に関する基本理念や暴力団排除のための必要事項等を定めて、暴力団の排除を推進するための条例です。

## 【基本理念】

- ◆暴力団を恐れない
- ◆暴力団に対して資金を提供しない
- ◆暴力団を利用しない

**暴力団排除に社会一丸となって取り組もう！**

近年、暴力団員などによるけん銃を使用した凶悪な事件や暴力団としての実態を隠ぺいし経済マフィア化して多額の資金を獲得する犯罪などが市民生活の身近なところで発生しています。このような状況から宮城県では既に暴力団排除条例を平成23年4月1日に施行しておりますが、それを受けて、本市でも市の姿勢を示し、市の事務事業等から暴力団を排除するため、大崎市暴力団排除条例を制定しました。

大崎市